

## ○滑川市自主防災活動補助金交付要綱

平成17年4月18日

告示第20号

改正 平成22年3月29日告示第24号

平成25年3月26日告示第26号

平成28年3月29日告示第24号

平成29年3月24日告示第37号

平成31年4月26日告示第76号

令和5年4月1日告示第66-7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、滑川市自主防災活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、町内会の区域を単位として住民が自主的に結成し運営する組織で、次条に定める基準に合致するものをいう。
- (2) 町内会 自主防災組織が設立されていない町内会をいう。
- (3) 地区自治会 滑川市自治会連合会に属する地区自治会をいう。
- (4) 自主防災活動 自主防災組織、町内会、地区自治会又は滑川防災士連絡協議会（以下「自主防災組織等」という。）が実施する防災訓練及び防災資機材等の整備・点検並びに防災に関する知識の普及及び啓発に関する事業等をいう。

(自主防災組織の認定)

第3条 市長は、次の2号のいずれにも該当する組織を自主防災組織として認定する。

- (1) 一の町内会又は町内会の区域の地形、面積又は構成世帯の規模等の事情により、組織の効果的な運営を図るため、当該組織に属する者の総意により、2以上の町内会により結成された組織で市長が認めたもの

(2) 自主防災組織防災計画を策定し、自主防災計画届出書（様式第1号）によりその旨を市長に届け出たもの

（補助金の交付）

第4条 市長は、自主防災組織等が実施した自主防災活動に直接要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 一の自主防災組織等に対する補助金の交付は、一の年度中に次条に定める補助限度額を超えない範囲で行うこととし、当該年度中における交付の回数は問わないものとする。

（交付基準及び補助額）

第5条 この要綱に基づき交付する補助金の交付対象及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、その額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（実施の届出）

第6条 自主防災活動を実施しようとする自主防災組織等の代表者（ただし、2以上の自主防災組織等が合同で自主防災活動を実施するときは、その代表者。以下において同じ。）は、当該活動を実施する日の14日前までに自主防災活動計画書（様式第2号）により市に対し届け出るものとする。

（交付の申請）

第7条 自主防災活動を実施した自主防災組織等の代表者は、滑川市自主防災活動補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長に対し補助金の交付を申請するものとする。

(1) 自主防災活動に直接要した経費にかかる領収書

(2) 写真、報告書その他自主防災活動を実施したことが分かるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは速やかに内容の審査等を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし自主防災組織等の代表者に通知するものとする。

（返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた自主防災組織等の代表者が、虚偽その他不正

の手段で補助金の交付を受けたときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日以降に実施された自主防災活動から適用する。
- 2 この告示の施行の際、現に結成されている自主防災組織については、この告示の規定により市長が認定したものとみなす。

附 則 (平成22年告示第24号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年告示第26号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第24号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成29年告示第37号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。  
(平成30年3月31日までの間における補助限度額の特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この告示による改正後の滑川市自主防災活動補助金交付要綱別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別表滑川防災士連絡協議会の項	20,000円	100,000円

附 則 (平成31年4月26日告示第76号)

この告示は、公表の日から施行する。

## 別表

交付対象	補助限度額
自主防災組織	①組織の設立の日の属する年度 組織を構成する世帯数が 50世帯未満のとき 30,000円 50世帯から100世帯未満までのとき 50,000円 100世帯以上のとき 100,000円 ②次年度以降 組織を構成する世帯数が 50世帯未満のとき 10,000円 50世帯から100世帯未満までのとき 20,000円 100世帯以上のとき 30,000円
町内会	町内会を構成する世帯数が 50世帯未満のとき 10,000円 50世帯から100世帯未満までのとき 20,000円 100世帯以上のとき 30,000円
地区自治会	100,000円
滑川防災士連絡協議会	50,000円

備考 2以上の自主防災組織等が合同で自主防災活動を実施したとき組織等ごとに交付額を算定し、各組織に対し補助金を交付するものとする。